平成26年3月25日

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定申請における庇重なりによる別棟の取扱いについて

滋賀県特定行政庁連絡会議

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「長期優良住宅法」という。）に基づく認定申請における棟の取扱いは、原則として、建築基準法と同様の取扱いとする。ただし、長期優良住宅法の認定申請を行う建築物の庇の部分のみで重なる構造等が独立したカーポート・物置等の付属建築物は、別棟として取扱うことができる。

また、上記の取扱いは、長期優良住宅法第６条の規定に基づく認定後の増築についても適用し、長期優良住宅法第８条の規定に基づく計画変更の認定申請を必要としないこととする。ただし、既に認定を受けた建築物の認定基準における性能等を低下させる場合、維持管理・更新が困難になる場合、または居住環境の維持及び向上への配慮が欠ける場合を除く。

この取扱いは、平成26年4月1日より施行する。